



「育児休業の取得者1人目100万円、2人目60

万円。従業員100人未満の企業へ」半年の新生児の数が死者数を下回るという深刻な少子化の中で厚労省は新たな子育て支援策を来年度から5年間に限って実施する…との方針を公表しました。確かに、全事業所の97%・全従業員の75%を占める100人未満の企業の育休取得率は、それ以外の8割超に比べ6割台に留まる状

「1回目の不渡りを出され数百万円の工事金が回収できるか不安…お金の貸し借りにして分割返済の形で回収する契約書が出来ないか…」との相談がありました。景気回復のかけ声とは裏腹に最近こうした問合せが増えています。お金の貸し借りは金銭消費貸借と言いますが、工事金の支払いについても当事者が契約すれば消費貸借が成立したと見なすという法律(民法588条=準消費貸借)があります。これによって

育休制度 160万円の助成金… 促進のため 160?少子化対策??



売掛金を公正証書で強制力 貸金にして公正証書を担保!!

況との事ですから、支援策が不必要だとは思いませんが、まず安心して子どもを産み育てる事を可能とする社会条件は雇用と医療の問題です。派遣・請負といった非正規雇用の増大は経済的条件

を狭めます。重い心臓病にかかり海外での移植手術に希望を託す福岡県の男児への募金が目標の8千万円に達した…との朗報に「私の国では難病でも医療費は無料です…」とのオーストラリア人の新聞投書は事の本質を突いています。

工事金は貸し金に見なされ利息いくらで何回払い

…という契約に形を変える事が出来ます。法的効力を強化するには契約書を公正証書にします。公証人役場に出向き「履行しない時は直ちに強制執行に服する」との条項を付けて貰います。これによって裁判で判決を受けたのと同じ効力が発生するのです。不幸にして取引先が倒産の危機に遭遇しても早めの対応が可能になります。



この『豆ニュース』のバックナンバーを、当事務所のホームページでご覧になれます。